

令 5 環境政策第 6 0 9 号
令和 5 年(2023 年)10 月 30 日

J R 東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長 松本 義弘 様

山口県知事 村岡 嗣政

(仮称) 新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に
対する知事意見について

このことについて、環境影響評価法第 3 条の 7 第 1 項及び発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第 14 条第 3 項の規定に基づき、環境の保全の見地から別添のとおり意見を述べます。

なお、本配慮書に対する下関市長及び長門市長の意見は、別添写しのとおりであり、方法書においては、これら行政機関の意見についての事業者の見解も記載してください。

(仮称)新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、JR東日本エネルギー開発株式会社が、下関市及び長門市において、最大で総出力77,400kW(4,300kW×18基)の風力発電所を設置する事業であり、本地域の豊かな風力により発電した電力の供給を通じて、国や県が掲げる再生可能エネルギーの主力電源化等の政策対応に寄与するとともに、事業と地域社会の共存共栄を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的としている。

一方、事業実施想定区域及びその周辺には、特定植物群落「天井ヶ岳のモミ林」を始めとした植生自然度の高いモミ群落(VI)等の重要な自然環境のまとまりの場が存在するほか、県指定希少野生動植物種に指定されているインドジョウや希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されていることなどから、本事業による環境保全上の影響が懸念される。

また、現在、事業実施想定区域内には、白滝山ウインドファーム株式会社(以下「既設事業者」という。)が運営する白滝山ウインドファーム(以下「既設風力発電所」という。)が稼働中であり、本事業は当該事業終了後に実施するとされているが、本配慮書では具体的な事業計画が明らかとなっていない。今後の事業計画の具体化に当たっては、既設風力発電所の事業終了時期や既設風力発電設備の撤去工程を可能な限り把握した上で、両事業による複合的な影響も考慮することが求められる。

今後、事業計画の更なる検討に当たっては、選定した計画段階配慮事項はもとより、以下の事項についても検討し、また、それらの経緯及び結果については、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に適切に記載されたい。

1 全体的事項

(1) 本配慮書では、計画熟度が低いことを理由に、工事の実施に伴う環境影響を評価の対象としていない。今後の手続きに当たっては、風力発電設備及び機材搬入路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の配置及び構造・機種(以下「配置等」という。)並びに建設工事工程等、既設風力発電所の動向も踏まえた具体的な工事計画を含む事業計画全体を明らかにすること。その上で、最新の知見や先行事例で得られた知見をもとに、関係自治体等の意見や専門家の助言を踏まえて必要な評価項目を選定し、適切な調査、予測及び評価を実施するとともに、保全措置を検討すること。

なお、本事業の実施による環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 現在、事業実施想定区域内には、既設風力発電所が稼働中である。本事業は当該事業終了後に実施するとされているが、本事業に係る工事期間が既設風力発電設備の撤去工事等の期間と重複することが想定される場合は、工事計画の共有等により連携を密にした上で、想定される最大の影響を考慮した調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 事業実施想定区域内には既設風力発電所が存在することから、当該事業に係る環境

調査の結果や事業実施による環境影響の検証により、本事業の実施による環境影響の程度を的確に把握し、回避又は低減につなげていくことが可能であると考えられる。このため、既設事業者に協力を求め、利用可能なデータを取得するとともに、方法書以降の調査、予測及び評価に活用すること。

- (4) 今後の手続きの実施に当たっては、地域住民、漁業者等に対し、事業内容や本事業の実施に伴う環境影響等について、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めるなど、真摯に対応し、相互理解の促進に努めること。
- (5) 風力発電設備の配置の検討に当たっては、既設風力発電設備の撤去箇所等、開発済みの土地の積極的な利用に努めることにより、土地の改変量を可能な限り抑制すること。なお、利用しない土地については、土砂の流出防止のため、原状回復措置を検討すること。

2 個別的事項

(1) 騒音等

事業実施想定区域周辺には複数の住居等が存在することから、工事の実施による騒音及び振動並びに風車の稼働による周辺住居への騒音及び風車の影による影響が懸念される。このため、風車の大型化、風車騒音の特性等も考慮の上、こうした影響を回避・低減するよう、風力発電設備の配置等及び工事計画を検討すること。

特に騒音のうち、超低周波音の影響については、最新の知見に基づく適切な状況把握に努めるとともに、地域住民の意見等を踏まえ、環境影響評価項目に選定することも含めて検討すること。

(2) 水環境・水生生物

事業実施想定区域及びその周辺には複数の河川が存在しており、県指定希少野生動物種に指定されているインドジョウの生息が確認されていることなどから、工事等で発生する土砂や濁水による水環境及び水生生物への影響が懸念される。このため、関係自治体等の意見や専門家の助言を踏まえ、土砂や濁水による河川流域全体への影響を考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、水環境及び水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、ハチクマの渡り経路となっている可能性があることなどから、風力発電設備の設置により、鳥類及びコウモリ類の移動経路の阻害や衝突の発生等が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家の助言を得ながら調査、予測及び評価を行い、鳥類及びコウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には、特定植物群落「天井ヶ岳のモミ林」を始めとした植生自然度の高いモミ群落（VI）等の重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、本事業の実施により、動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。このため、関係自治体等の意見や専門家の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、動植物や生態系への影響を回避又は極力低減すること。

ウ 風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、工事に伴う騒音・振動、河川等への土砂や濁水の流入、運搬車両等による砂塵や泥の巻上げ等による動植物に対する影響を回避・低減するよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、法面緑化の施工を実施する場合は、野生動物の嗜好性も考慮した上で、当該地域の生態系に変化を生じさせないよう、在来種の中から適切な植物種を選定するよう検討すること。

（４）景観

風力発電設備の形状、色、配置等の検討に当たっては、関係自治体の景観計画との整合性を図った上で、風力発電設備が視認されることによって圧迫感が生じないように十分に配慮すること。

また、事業実施想定区域周辺には、北長門海岸国定公園が存在することから、調査地点の選定に当たっては、地域住民や関係自治体の意見等を踏まえ、当該区域内からの眺望や風力発電設備の可視領域を考慮した適切な地点を選定するとともに、適切に調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は極力低減すること。

（５）人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺には、縦走コースとして利用者に親しまれている白滝山、天井ヶ岳及び一位ヶ岳並びにその登山道が存在しており、本事業による直接改変や景観変化等による影響が懸念される。このため、工事計画や風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地域住民や関係者、関係自治体等の意見を踏まえ、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況を把握した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

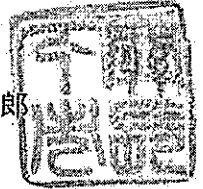


下環政第2278号

令和5年(2023年)9月29日

山口県知事 村岡 嗣政 様

下関市長 前田 晋太郎



(仮称)新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(回答)

令和5年(2023年)8月22日付け令5環境政策第409号で照会のあった標記の件について、別紙のとおり市長意見として回答いたします。

なお、事業推進にあたっては、周辺住民の理解を得ることが重要なため、環境や健康等に与える影響について、周辺住民へ丁寧な説明を行うよう事業者へ意見していただきますことをお願いいたします。

別紙

1 全般について

- (1) 配慮書では、工事の実施による影響を予測の対象としていないが、工事に伴う大気質、騒音・振動、植生や河川への影響を適切に評価し、環境への影響を回避・低減するよう工事計画を検討すること。また、工事用資材搬出入ルートを選定では、既存の道路を極力活用するなど、改変を最小限にするよう努めること。
- (2) 既設風力発電所の事業者との調整を十分に行い、既設風力発電所の撤去から新設工事までの全体を通じ、環境影響を低減するよう努めること。また、既設風力発電所の敷地のうち、新たな風力発電所で活用しない跡地の原状回復措置についても検討すること。
- (3) 環境影響評価を進める上で、周辺住民への説明の際は、既設風力発電所との比較を用いるなど、分かりやすい説明を行うこと。また、既設風力発電所との比較について、環境影響評価方法書以降の図書への記載を検討すること。

2 個別的事項について

(1) 騒音及び風車の影について

周辺住居への騒音及び風車の影の影響について十分に配慮するとともに、周辺住民とのコミュニケーションを十分に図り、適切に環境影響評価を実施すること。

(2) 水質について

工事に伴う土砂等の流入による周辺河川への影響について、適切に環境影響評価を実施すること。また、周辺住民及び漁業者に対して丁寧に説明すること。

(3) 景観について

ア 風力発電機を選定する際、周辺住民の圧迫感が低減されるよう環境に配慮したものを検討すること。

イ 事業対象地周辺には北長門海岸国定公園があるため、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に基づき、

垂直見込角 0.5 度以上の場合についても保全対象展望地を抽出し、適切に環境影響評価を実施すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場について

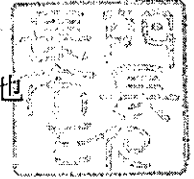
既設風力発電所より広く設定された風力発電機設置想定範囲内には白滝山及び天井ヶ岳の登山道が存在しているため、適切に環境影響評価を実施するとともに、風力発電機の配置等を工夫し、人と自然との触れ合いの活動の場の確保に努めること。



長市生環第211号
令和5年9月28日

山口県知事 村岡 嗣政 様

長門市長 江原 達也



(仮称) 新白滝山風力発電事業計画段階環境配慮書について (回答)

令和5年8月22日付令5環境政策第409号で照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

なお、事業推進にあたっては、環境や健康等に与える影響等について、周辺住民の十分な理解を得るよう事業者へ意見していただくようお願いいたします。

記

1 総括的事項

- (1) 事業に関する住民説明会、縦覧者からの意見、要望は、十分配慮するとともに事業者の見解については、丁寧な回答をすること。
- (2) 事前調査に当たっては、環境への影響を最小限にするとともに、調査後の現状復旧について、配慮すること。

2 環境評価項目事項

(1) 項目全般

環境影響配慮書から環境影響評価方法書の段階で想定しなかった事案が発生した場合は、新たに詳細な調査を行うこと。

(2) 市民生活・産業活動

工事による水量、水質、水脈に与える影響、農林水産業への影響について適切な方法で、調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 環境影響

河川への影響について、事業実施想定区域内に存在する河川のみではなく、想定区域から流出する土砂等の影響を受ける可能性のある河川流域についても、調査対象とすること。

(4) 動物・植物及び生態系

動物、植物及び生態系において影響を及ぼす事実が判明した場合は、その影響が最小限となるよう適切な環境保全の措置を講じること。

また、事業実施想定区域周辺には農地が存在することから、今後、工事による騒音又は、稼働後の騒音等により人里に有害鳥獣等(熊、猪、鹿、猿等)が移動し、農作物被害等の影響が発生すると見込まれる場合は、その対策を明らかにすること。

(5) 景観

長門市景観計画の景観形成基準を順守すること。また、届出対象行為の着手前には市と事前協議を行い、その後景観法に基づく届出を提出すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

白滝山から、天井ヶ岳、一位ヶ岳にかけては、縦走コースになっており、最近では登山利用者も多い。このため、風力発電所設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合い・活動の場として、利用者及び地域住民の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

(7) 文化財等

調査及び工事中に遺跡・遺物・重要と思われる植物群落が発見された場合には、速やかに市教育委員会に届け出ること。

以上